

議案第66号

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までに

その期日を告示された選挙については、なお従前の例による。